

一人及技師十二人ニ「警視」ヲ「事務官、警視及技師」ニ改ム

第三條第一項ヲ削リ第二項中「千六百十四人」ヲ「千五百十四人」ニ改ム

第九條中「警視」ヲ「事務官及警視」ニ改ム

第十一條中「警視」ヲ「事務官、警視」ニ改ム

第十二條ノ二 事務官ハ廳長ノ命ヲ承ケ廳務ヲ掌ル

第十二條ノ二ヲ第十二條ノ三ニ、第十二條ノ三ヲ第十二條ノ四ニ改ム

第十九條中「五人」ヲ「十人」ニ改ム

### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

議長(東久世) 御發議ナクハ第三讀會ニ移ル朗

讀省略

議長(東久世) 御發議ナクハ本案可決ト認ム

○

議長(東久世) 次ハ臺灣總督府土木部事務官特

別任用令以下四件ヲ合シテ議題トス第一讀

會朗讀省略

報告員(河村) 報告スヘシ第一ニ土木部事務官  
特別任用令ハ今回從來ノ土木局及臨時臺灣  
工事部ヲ廢シ土木部ヲ置カムトスルニ依リ  
此ノ際ニ限り現ニ臨時工事部ニ事務官タル  
モノ又ハ判任官三級以上ノモノヲ土木部事  
務官ニ任用セムトスルモノニテ其ノ事務官  
ハ高等官三等ニ陞叙スルコトヲ得サラシム  
ルニテ支障ナキモノト認ム次ニ蕃務ニ從事  
スル臺灣總督府警視特別任用令ハ從來普通  
警察ニ從事スル警視モ特別任用ヲナシ來リ

シモ今回蕃務ニ從事スルモノニ限り特別任  
用ノ途ヲ存セムトスルモノニテ此ノ特別任  
用令ニ基キ任用サレタルモノモ高等官三等  
ニ陞叙スルコトヲ得サラシムルニテ之亦支  
障ナシト認ム次ニ臺灣總督府廳事務官及廳  
警視特別任用令モ今回廳ノ廢合等ニヨリ事  
務官警視ヲ要スルニ付特別任用ノ途ヲ設ケ  
ムトスルニテ支障ナキモノト認ム次ニ又臺  
灣總督府專賣局事務官特別任用令ハ必要ナ  
キニヨリ廢止セムトス右何レモ支障ナキモ

ノト認ム

議長(東久世) 御質問無クハ第二讀會ニ移ル

(柴田書記官朗讀)

勅令第 號

臺灣總督府土木部事務官特別任用令

臨時臺灣工事部官制廢止ノ際現ニ臨時臺灣工  
事部事務官ナル者又ハ三年以上土木水利電氣  
租稅若ハ會計ニ關スル事務ニ從事シ現ニ判任  
官三級俸以上ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ  
限リ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ臺灣

總督府土木部事務官ニ任用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ任用セラレタル者ハ高等官

三等ニ陞叙スルコトヲ得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

蕃務ニ從事スル臺灣總督府警視特別任

用 令

蕃務ニ從事スル臺灣總督府警視ハ五年以上蕃

務又ハ警察事務ニ從事シ現ニ判任官ニ級俸以

上ノ職ニ在ル者ノ中ヨリ文官高等試験委員ノ  
銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ任用セラレタル者ハ高等官  
三等ニ陞叙スルコトヲ得ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府警視特別任用令ハ之ヲ廢止ス  
前項ノ特別任用令ニ依リ任用セラレタル臺灣  
總督府警視ハ本令ニ依リ任用セラレタルモノ  
ト看做ス

勅令第 號

臺灣總督府廳事務官及廳警視特別任用  
令

五年以上行政事務ニ從事シ現ニ判任官三級俸  
以上ノ職ニ在ル者ハ臺灣總督府廳事務官ニ五  
年以上警察事務ニ從事シ現ニ判任官三級俸以  
上ノ職ニ在ル者ハ臺灣總督府廳警視ニ文官高  
等試験委員ノ銓衡ヲ經テ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス